

# ケース②研究資材の輸出

## —一部局における実務の現場から—

京都大学大学院工学研究科  
学術協力課 永野 武彦

- 事例の概要
- 業者とのコンタクト
- 研究者とのコンタクト
- 経済産業省とのコンタクト
- 書類の決裁手続→許可申請
- 許可申請後の手続き
- 苦労した点など

# 事例の概要

- 業者より購入した研究用実験機材の海外への持ち出し（日本→中国への貨物の輸出）
- 研究機材は日本の業者が製造・販売している実験用装置
- 購入業者より安全保障貿易への注意喚起あり  
当初は必要性を認識していなかった

京都大学 御中

2010年 8 月 27 日

外国為替及び外国貿易法に基づく

規制貨物取扱い依頼

拝啓 貴社益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社は規制貨物等の販売に関し、外国為替及び外国貿易法並びにその関連法(以下外為法等と記す)を遵守するため、社内規定を定め、規制貨物等については国内販売及び輸出の如何を問わず厳格な社内管理を実施しております。

弊社の セラミック膜 は、輸出貿易管理令別表 1 の 3 の 2 項(2) に該当します。

つきましては、当該製品の取扱いには十分な注意をお願い致します。万一当該製品を輸出する場合は正式の輸出許可証が必要となりますので、関係官庁への届出を行って頂くとともに、弊社に書面による事前のご連絡を頂きたく、ご高配の程お願い申し上げます。

また、弊社社内規定では、規制貨物等を国内で販売あるいは供与する場合において、外為法等を遵守する旨のご確認書をお客様より頂くこととなっており、甚だ勝手なお願いですが、添付の「確認書」にご記入の上 月 日迄にご返送賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

添付書類:「外国為替および外国貿易法に基づく確認書」

## 実際の研究用実験装置



# 業者とのコンタクト

- 業者は、輸出許可にかかる経験を持っている
- 書類の準備等について
- 他大学での同様の実施例がある

# 研究者とのコンタクト

- 説明
  - 業者、研究者、事務方の三者が集まり打ち合わせ
  - 該非判定方法
- 事務方だけでは作成できない書類作成等の協力依頼
  - 現地の設置場所の写真・地図
  - 設置場所の使用許可の書面

# 経済産業省への提出が必要な書類(ホームページより)

> トップページ > 該非判定手順 > 申請書類・窓口一覧(貨物) > 提出書類D6

## 輸出貿易管理令別表第1(提出書類:D6)

	申請様式名	部数	ダウンロード
1	輸出許可申請書	2通	  
2	輸出許可申請内容明細書	1通	  
3	契約書(注:必ずお読み下さい)	原本及びコピー(各1通)	
4	輸出令別表第1の記載項目との対比表等(提出様式について)	該当貨物毎に1通ずつ	
5	カタログ又は仕様書等の技術資料	該当貨物毎に1通ずつ	
6	「添付書類通達」の記の1の(3)(a)③の書類	1通	  
7	「大量破壊兵器通達」の別記3の「1」の書類		
	参考様式 需要者が確定している場合	いずれか1通	  
参考様式 需要者が確定していない場合			
8	貨物の種類及び仕向地に応じた「大量破壊兵器通達」の別記4の1のA又は2のAの誓約書		
	参考様式 需要者の誓約書(需要者が確定している場合)	原本及びコピー(各1通)※	  
	参考様式 輸入者の誓約書(需要者が確定していない場合)		
	参考様式 輸出者の誓約書(需要者が確定している場合)	いずれか1通	  
	参考様式 輸出者の誓約書(需要者が確定していない場合)		
※以下の場合には原本の提出が不要となります。 1. 下記d)による原本証明書を提出する場合 2. 「需要者等から誓約書を取得していること」及び「その内容を需要者等が十分に理解した上で誓約されたものである」旨を、輸出者の誓約書に記載する場合(書式は以下参照)			
参考様式	輸出者の誓約書(需要者が確定している場合)	いずれか1通	  
参考様式	輸出者の誓約書(需要者が確定していない場合)		

◆輸出許可申請書/申請理由書の記載要領 → 

◆輸出許可申請書等の作成に当たってのお願い事項がありますので、  
こちらをご覧ください。 → 

### <下記のような場合に添付が必要な書類>

	必要となる場合	必要書類	部数	ダウンロード
a	法人の申請で、E/Lに記載した申請者がかかる法人の代表権者でない場合、または委任状を既に経済産業省に登録済みの場合はそのコピーを添付	授權証明書	1通	  
b	法人の申請で、実際の輸出者にあたる法人とは別の法人が輸出許可申請手続きにあたる場合	委任状	1通	  
c	2項～4項該当貨物の台湾向けの場合に必要な台湾の輸入者が台湾經濟部國際貿易局等に申請して取得	保証書の原本	1通	—
d	原本を提出せずに写しを提出する場合に添付 輸出貿易管理令の運用について(運用通達)を参照のこと	原本証明書	1通	  
e	対象貨物が成型物の部分品で、契約書から対象貨物の金額が不明な場合	価格証明書	1通	  

※なお、必要に応じて上記以外の書類を提出して頂くことがあります。

※契約書、需要者及び輸入者の誓約書の原本をお持ち頂いた場合は、コピーと照合後申請者に返却致します。

<参考サイト>

発給後の許可証記載事項の変更に必要な書類

<< 戻る

Topページ | 経済産業省 | サイトマップ

Copyright (C) 2007 Ministry of Economy, Trade and Industry. All Rights Reserved.

ページのトップへ >>

## 実際に提出した書類の一覧

### 申請用提出資料

書類名
輸出許可申請書
価格証明書
輸出許可申請内容明細書
項目別対比表(該非判定用)
カタログ
学術研究用 セラミック膜ろ過装置
学術研究用 セラミック膜実験装置<標準仕様書>
同セラミック膜のスペックを示す書類
貨物の種類に応じた書類
輸入者・輸出者・需要者の概要説明書
誓約書

### 申請用資料への添付資料

書類名
実験機器設置場所
別添 設置場所地図
セラミック膜設置場所環境
浄水場 使用許可を示す書類
膜設備の設置に関する承諾書 (关于膜处理设施安装的同意书)
委託研究期間終了後の貨物の取り扱いについて
委託研究契約書関係書類
委託研究契約書(H21年度)
覚書
委託研究変更契約書(H22年度)
第2年次研究計画書
京都大学概要 2010
Financial Report2009 財務報告書 京都大学
証明書(原本証明)

# 実際に作成した書類の一部

## 輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

### 4 クロスフローろ過用の装置又はその部分品用

貨物名：セラミック膜
メーカー名：[REDACTED]
型及び銘柄：φ30 - 1000mm

CISTEC  
2010.04.

( 1 / 1 )

別1項番	3の2(2)次に掲げる貨物であつて、 軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に 用いられる装置又はその部分品であるもの のうち経済産業省令で定める仕様のもの 1 物理的封じ込めに用いられる装置 2 発酵槽 3 遠心分離機 4 クロスフローろ過用の装置又はその部分品 5 凍結乾燥器 6 物理的封じ込め施設において用いられ る防護のための装置 7 粒子状物質の吸入の試験用の装置 8 噴霧器若しくは煙霧機又はこれらの部分品	判定欄	注釈	記入欄
[省令] 第2条の2 [第2項] 輸出令別表第1の3の2の項(2)の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。		該当 ○ 非該当 × 対象外 -		
四 クロスフローろ過用の装置であつて、 次のイ及びロに該当するもの (逆浸透膜を用いたものを除く。)		【-】	] 除外	数値(クロスフローの装置でない) 「全量ろ過方式」の装置である
イ 有効ろ過面積の合計が1平方メートル以上のもの		《 》		
ロ 次の(一)又は(二)に該当するもの		[ ]		
(一) 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることが できるもの		[ ]		
(二) 使い捨ての部分品を使用するもの		[ ]		
四の二 前号に掲げるものに使用するように設計した部分品であつて、 有効ろ過面積が0.2平方メートル以上のもの		【○】	前号= 四号	数値( 0.42平方メートル ) 膜自体は部分品として転用が可能
判定結果		■該当 □非該当		
作成責任者：(作成年月日：2010年 9月 1日)		該当項番		
会社名 [REDACTED]		① 輸出令別表第1の項番 [ 3の2項の(2) ]		
所属・役職 [REDACTED]		② 貨物等省令の条項号等の番号等 [ 第2条の2 第2項 第四号の二 ]		
(フリガナ) 氏名 [REDACTED]		[ ]		
[REDACTED]		[ ]		

# 実際に作成した 現地の設置場所の写真・地図



建屋(鍵あり)



建屋内(設置予定場所)



香港特別行政区



# 経済産業省とのコンタクト

- 経済産業省安全保障貿易審査課へ事前に連絡、相談
- 決裁手続き前に書類の事前確認を依頼
- 確認依頼から回答まで: 約3日程度  
(そこから3回程度、書類内容についての質問を受ける)

# 書類の決裁手続→許可申請

- 本部の担当部署に相談
- 部局内決済
- 二次審査・決済及び押印依頼
- 輸出許可申請書の送付

# 輸出許可申請後の手続き

- 輸出許可証の受領まで
- 輸出許可証受領
- 輸出にかかるその他手続き

別表第一

ORIGINAL

根拠法規	輸出貿易管理規則第1条第1項第1号
主務官庁	経 済 産 業 省

輸出許可申請書

経済産業大臣殿

申請者

記名押印  
又は署名

国立大学法人京都大学 学長 松本 悠

住 所 京都府京都市左京区吉田本町36-1

※許可番号	G-R-I-10-400181
※有効期限	APR 21 2011

申請年月日 平成24年10月2日 2010.10.19  
電話番号 075-383-2060

次の輸出の許可を外国為替及び外国貿易法第48条第1項の規定により申請します。

取引の明細

- (1) 買主名 国立大学法人京都大学 住 所 京都府京都市左京区吉田本町36-1
- (2) 荷受人 買主に同じ 住 所 買主に同じ
- (3) 需要者 (貨物を費消し、又は加工する者)  
買主・荷受人に同じ 住 所 買主・荷受人に同じ
- (4) 仕向地 中華人民共和国 経 由 地 香港
- (5) 商品内容明細

商 品 名	型及び等級	輸出貿易管理令 別表第1 貨物番号	単 位	数 量	価 額	
					単 価	総 額
FOB JAPAN						
フ膜	0.1μm 0.42㎡					

(ただし、数量及び総額が XX %増加することがある。)

※許可又は不許可

この輸出許可申請は、  
外国為替及び外国貿易法第48条第1項  
外国為替及び外国貿易法第67条第1項  
輸出貿易管理令第4条第2項  
の規定により

許可	する。
許可	しない。
次の条件を付して 許可する。	

条件

別紙のせり

経済産業大臣の記名押印

日 付 OCT 21 2010  
資 格 経済産業大臣  
記名押印 大島 章 宏

別紙

(条件)

本輸出許可により輸出された貨物は、使用目的達成後速やかに本邦に済み戻し、その旨を書面により許可済み輸入申告書を添付のうえ、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課に提出すること。

(提出期限：平成27年12月末日)



# 苦勞した点など

- 京都大学内での手続の流れが定まっていない  
(部局・事務本部とも)
- 日本とは違う外国の特殊事情  
地図がない、現地住所の確認資料がない
- 許可申請の発送まで相当の時間がかかる